

令和 8 年阿南市議会

6 月定例会議案

令和 8 年 6 月 1 日開会

阿 南 市

令和 8 年阿南市議会 6 月定例会承認目録

- | | |
|---------|--|
| 承認第 1 号 | 阿南市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について |
| 承認第 2 号 | 阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について |
| 承認第 3 号 | 令和 7 年度阿南市一般会計補正予算（第 8 号）に係る専決処分の承認について |
| 承認第 4 号 | 令和 7 年度阿南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）に係る専決処分の承認について |

令和 8 年阿南市議会 6 月定例会議案目録

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 第 1 号議案 | 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 第 2 号議案 | 市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について |
| 第 3 号議案 | 阿南市介護保険条例の一部改正について |
| 第 4 号議案 | 阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 第 5 号議案 | 令和 8 年度阿南市一般会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 6 号議案 | 消防救急デジタル無線装置更新整備事業の委託契約について |

令和8年阿南市議会6月定例会報告目録

報告第1号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
報告第2号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
報告第3号	令和7年度阿南市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第4号	令和7年度阿南市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第5号	令和7年度阿南市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第6号	令和7年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について

承認第 1 号

阿南市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

提案理由

阿南市税条例（昭和 33 年阿南市条例第 13 号）の一部改正について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別記

専決第5号

専 決 処 分 書

阿南市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分にする。

令和8年3月31日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市条例第14号

阿南市税条例の一部を改正する条例

阿南市税条例（昭和33年阿南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（納税証明事項） 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により、<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条	（納税証明事項） 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により、<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条

、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) [略]

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）
） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額
 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月

、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) [略]

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）
） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額
 当該提出した日までの

を経過する日までの期間

(4)～(6) [略]

(所得割の課税標準)

第33条 [略]

2 [略]

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第34条の8において「特定配当等」という。）（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 [略]

(寄附金税額控除)

第34条の6 [略]

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得

期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) [略]

(所得割の課税標準)

第33条 [略]

2 [略]

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第34条の8において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 [略]

(寄附金税額控除)

第34条の6 [略]

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得

を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9　[略]

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同

を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2～9　[略]

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同

項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)・(4) [略]

2～4 [略]

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同

項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) [略]

2～4 [略]

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同

じ。)により提供することができる。

6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職

じ。)により提供することができる。

6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないと

金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 [略]

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課

きは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三

する。

- 2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

（軽自動車税のみなす課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

- 2 三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

- 3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等についてはこれを課さない。

（軽自動車税のみなす課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、同条第3項に規定する車

両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法

によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(軽自動車税の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 [略]

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 [略]

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5

による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 [略]

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 [略]

2・3 [略]

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、公益のために直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

- 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

- 3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等並びに原動機付自転車、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 [略]

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 [略]

2・3 [略]

(種別割の減免)

第89条 市長は、公益のために直接専用する軽自動車等に対しては、種別割を減免する。

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

- 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) [略]

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。））、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明す

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。））、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書

る書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

3 〔略〕

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 〔略〕

2 法第445条又は第80条第2項ただし書若しくは第81条の2の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は第80条第2項ただし書若しくは第81条の2の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

3 〔略〕

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けた者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条 〔略〕

2 法第445条又は第80条第3項ただし書若しくは第81条の2の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課さるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は同項ただし書若しくは第81条の2の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 [略]

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 [略]

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

3～6 [略]

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 [略]

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第4条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。

（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第4条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に

）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3第1項」と、第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第4条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第19条第1項、附則第7条第1項、附則第8条第1項、附則第8条の2第1項、附則第8条の3第1項、附則第8条の4第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第4条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条

限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3の2第1項」と、第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第4条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第19条第1項、附則第7条第1項、附則第8条第1項、附則第8条の2第1項、附則第8条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第4条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条

第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第5条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の5から第34条の7まで、附則第4条第1項、附則第4条

第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第5条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の5から第34条の7まで、附則第4条第1項、附則第4条

の3第1項及び附則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第7条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の

の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第7条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個

個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が、優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が、優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第8条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第8条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条

7、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第8条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第8条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第8条の3 〔略〕

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第8条の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第8条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の

(3)～(5) 〔略〕

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第8条の3 〔略〕

適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第8条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第8条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第8条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第2条の5の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第8条の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第20項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 4 法附則第15条第21項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第21項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第21項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。
- 14 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備につい

- 4 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。
- 14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備につい

て同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

19 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

20 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定め

て同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定め

る割合は、4分の3とする。

22・23 [略]

24 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第9条の3 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住

る割合は、4分の3とする。

25・26 [略]

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第9条の3 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住

安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 令附則第１２条第２４項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 〔略〕

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第１２条第２５項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 〔略〕

１０ 法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１０項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第１２条第３２項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

１１ 〔略〕

１２ 法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止

安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 令附則第１２条第２３項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 〔略〕

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第１２条第２４項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 〔略〕

１０ 法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１０項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等

(6) 〔略〕

１１ 〔略〕

１２ 法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止

改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) [略]

13・14 [略]

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等

改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) [略]

13・14 [略]

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成2

円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 〔略〕

4年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 〔略〕

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第44条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第45条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の6の規定に読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した額とする。
（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の5 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の6 第81条の6の規定による申告納付については

(軽自動車税の税率の特例)

第16条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句

、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の7 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の8 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号イ（ロ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ（ハ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ（ロ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ（ハ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) [略]

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第17条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の

合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(ロ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(ハ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) [略]

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第17条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三

軽自動車^{（一）}が附則第16条の2第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第19条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところに

輪以上の軽自動車^{（二）}が附則第16条の2第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第19条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところに

よる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) [略]

4 [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の規定による市民税の所

よる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) [略]

4 [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第2

得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

0条の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定によ

(3)~(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1

る市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)~(5) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1

項並びに附則第4条第1項及び第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

3・4 〔略〕

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3

項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 〔略〕

3・4 〔略〕

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 〔略〕

(2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあ

第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)~(5) [略] 6 [略]	るのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)~(5) [略] 6 [略]
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第3条の改正規定及び附則第4条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の6第2項の改正規定並びに附則第4条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第4条の6の改正規定及び附則第7条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第4条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第8条の3の次に一条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の阿南市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正

前の阿南市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の阿南市税条例附則第4条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の阿南市税条例附則第4条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第7条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第7条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第8条の4の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(阿南市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

第5条 阿南市税条例の一部を改正する条例（平成26年阿南市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第	第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第

60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

専決処分をする理由

令和8年3月31日に地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたこと等に伴い、関係規定について所要の整理を行う必要があるが、議会を招集する時間的余裕がない。これが、阿南市税条例（昭和33年阿南市条例第13号）の一部改正を専決処分にする理由である。

承認第2号

阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

提案理由

阿南市国民健康保険税条例（昭和34年阿南市条例第11号）の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別記

専決第 6 号

専 決 処 分 書

阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分にする。

令和 8 年 3 月 3 1 日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市条例第 1 5 号

阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿南市国民健康保険税条例（昭和 3 4 年阿南市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（課税額） 第 2 条 前条の世帯主に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法	（課税額） 第 2 条 前条の世帯主に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法

律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)・(3) [略]

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主(以下「2項世帯主」という。))を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合には、当該基礎課税額は、67万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(2項世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、当該後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)・(3) [略]

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主(以下「2項世帯主」という。))を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合には、当該基礎課税額は、66万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(2項世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、当該後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 [略]

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.6を乗じて算定する。

2 [略]

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に

4 [略]

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.6を乗じて算定する。

2 [略]

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に

属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3、第9条の7及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 2万1,000円

(2)・(3) [略]

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 [略]

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,160円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、

属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 2万1,000円

(2)・(3) [略]

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 [略]

18歳以上被保険者1人について40円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号のキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5

第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ　〔略〕

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（2項世帯主を除く。）1人について　812円

ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）1人について　28円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に

第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ　〔略〕

応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 580円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 232円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）1人について 8円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属す

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属す

る未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 174

ロ

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 290

ロ

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 464

ロ

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 580円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の8第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

る未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) 〔略〕

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の8第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) [略]

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するもの

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) [略]

とした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項

23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税

中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税

の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に

の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得

係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所

等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに

得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項、第12条第5項又は第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」

法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項、第12条第5項又は第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは

とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項、第12条第6項又は第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税

山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項、第12条第6項又は第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税

法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、

法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項

第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の阿南市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分をする理由

令和8年3月31日に地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部が改正されたことに伴い、関係規定について所要の整理を行う必要があるが、議会を招集する時間的余裕がない。これが、阿南市国民健康保険税条例（昭和34年

阿南市条例第 11 号)の一部改正を専決処分にする理由である。

承認第3号

令和7年度阿南市一般会計補正予算（第8号）に係る専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

提案理由

令和7年度阿南市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別記

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別冊のとおり令和7年度阿南市一般会計補正予算（第8号）を専決処分にする。

令和8年3月31日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

専決処分をする理由

地方債及び国庫補助金等の額並びに事業費が確定したこと等に伴い、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正をする必要があるが、議会を招集する時間的余裕がない。これが、この案件を専決処分にする理由である。

令和 7 年 度

一般会計補正予算書（第 8 号）

阿 南 市

専決第7号

令和7年度阿南市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度阿南市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ318,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,835,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月31日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12. 地方交付税		6, 2 9 9, 0 8 4	6 4, 4 1 5	6, 3 6 3, 4 9 9
	1. 地方交付税	6, 2 9 9, 0 8 4	6 4, 4 1 5	6, 3 6 3, 4 9 9
16. 国庫支出金		6, 8 6 1, 4 5 4	△ 6 4, 2 2 2	6, 7 9 7, 2 3 2
	1. 国庫負担金	4, 8 1 9, 0 7 1	△ 1 3, 9 0 2	4, 8 0 5, 1 6 9
	2. 国庫補助金	1, 9 4 9, 0 5 9	△ 5 0, 3 2 0	1, 8 9 8, 7 3 9
17. 県支出金		2, 8 7 6, 7 0 0	△ 5 1, 8 8 8	2, 8 2 4, 8 1 2
	1. 県負担金	1, 6 9 4, 0 8 6	△ 4, 9 5 0	1, 6 8 9, 1 3 6
	2. 県補助金	1, 0 0 8, 1 6 0	△ 4 6, 9 3 8	9 6 1, 2 2 2
19. 寄附金		1, 0 8 6, 5 9 3	△ 1 4 3, 3 0 0	9 4 3, 2 9 3
	1. 寄附金	1, 0 8 6, 5 9 3	△ 1 4 3, 3 0 0	9 4 3, 2 9 3
20. 繰入金		1, 6 8 8, 6 0 7	△ 1 0 4, 5 3 1	1, 5 8 4, 0 7 6
	2. 基金繰入金	1, 6 2 9, 4 5 8	△ 1 0 4, 5 3 1	1, 5 2 4, 9 2 7
22. 諸収入		3 4 3, 6 6 7	△ 1 6, 0 7 4	3 2 7, 5 9 3
	3. 雑入	3 2 7, 3 4 7	△ 1 6, 0 7 4	3 1 1, 2 7 3
23. 市債		4, 0 0 0, 4 9 3	△ 2, 8 0 0	3, 9 9 7, 6 9 3
	1. 市債	4, 0 0 0, 4 9 3	△ 2, 8 0 0	3, 9 9 7, 6 9 3

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳 入 合 計		4 0 , 1 5 3 , 7 0 0	△ 3 1 8 , 4 0 0	3 9 , 8 3 5 , 3 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		5, 0 1 4, 4 2 8	△ 1 9 3, 6 2 0	4, 8 2 0, 8 0 8
	1. 総務管理費	3, 8 7 3, 4 1 0	△ 1 4 3, 3 0 0	3, 7 3 0, 1 1 0
	2. 徴税費	6 8 7, 9 4 6	△ 5 0, 3 2 0	6 3 7, 6 2 6
3. 民生費		1 3, 3 5 6, 5 2 7	△ 3 3, 4 7 4	1 3, 3 2 3, 0 5 3
	1. 社会福祉費	3, 3 9 3, 0 2 3	△ 3 3, 4 7 4	3, 3 5 9, 5 4 9
6. 農林水産業費		2, 0 3 2, 6 4 6	△ 3 8, 1 5 1	1, 9 9 4, 4 9 5
	1. 農業費	3 8 7, 4 1 8	△ 3 8, 1 5 1	3 4 9, 2 6 7
7. 商工費		7 8 3, 6 7 9	△ 2 2, 9 3 1	7 6 0, 7 4 8
	1. 商工費	7 8 3, 6 7 9	△ 2 2, 9 3 1	7 6 0, 7 4 8
9. 消防費		1, 6 3 5, 9 3 2	△ 1 6, 0 0 0	1, 6 1 9, 9 3 2
	1. 消防費	1, 6 3 5, 9 3 2	△ 1 6, 0 0 0	1, 6 1 9, 9 3 2
11. 災害復旧費		3 1, 7 0 5	△ 1 4, 2 2 4	1 7, 4 8 1
	1. 農林水産施設災害復旧費	4, 0 4 5	△ 4, 0 4 5	0
	2. 公共土木施設災害復旧費	1 1, 1 6 0	△ 1 0, 1 7 9	9 8 1
歳 出 合 計		4 0, 1 5 3, 7 0 0	△ 3 1 8, 4 0 0	3 9, 8 3 5, 3 0 0

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1. 変更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
3 消 防 費	1 消 防 費	自 衛 隊 駐 屯 地 関 連 基 盤 整 備 事 業	4,500	7,500
計			4,500	7,500

令和 7年度
1. 変更

第 3 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正限度額	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
現年農業用施設災害復旧事業債	9 0 0	△ 9 0 0	0	普通貸借又は 証券発行	5. 0 % 以内（ただし、利率見 直し方式で 借り入れる 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率）	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合には、債権者と の協定による。 ただし、市財政の都合に より、据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利債に借り換え することができる。
現年公共土木施設災害復旧事業債	1, 9 0 0	△ 1, 9 0 0	0			

令和 7 年度一般会計補正予算説明書

阿 南 市

1. 総 括

(歳入) 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
12. 地方交付税	6, 2 9 9, 0 8 4	6 4, 4 1 5	6, 3 6 3, 4 9 9
16. 国庫支出金	6, 8 6 1, 4 5 4	△ 6 4, 2 2 2	6, 7 9 7, 2 3 2
17. 県支出金	2, 8 7 6, 7 0 0	△ 5 1, 8 8 8	2, 8 2 4, 8 1 2
19. 寄附金	1, 0 8 6, 5 9 3	△ 1 4 3, 3 0 0	9 4 3, 2 9 3
20. 繰入金	1, 6 8 8, 6 0 7	△ 1 0 4, 5 3 1	1, 5 8 4, 0 7 6
22. 諸収入	3 4 3, 6 6 7	△ 1 6, 0 7 4	3 2 7, 5 9 3
23. 市債	4, 0 0 0, 4 9 3	△ 2, 8 0 0	3, 9 9 7, 6 9 3
歳 入 合 計	4 0, 1 5 3, 7 0 0	△ 3 1 8, 4 0 0	3 9, 8 3 5, 3 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	5,014,428	△193,620	4,820,808	△50,320		△143,300	
3. 民生費	13,356,527	△33,474	13,323,053	△21,687			△11,787
6. 農林水産業費	2,032,646	△38,151	1,994,495	△38,151			
7. 商工費	783,679	△22,931	760,748			△22,931	
9. 消防費	1,635,932	△16,000	1,619,932			△16,000	
11. 災害復旧費	31,705	△14,224	17,481	△5,952	△2,800		△5,472
歳 出 合 計	40,153,700	△318,400	39,835,300	△116,110	△2,800	△182,231	△17,259

2. 歳 入

12 款 地方交付税

1 項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方交付税	6, 299, 084	64, 415	6, 363, 499	1. 地方交付税	64, 415	・ 特別交付税 64, 415
計	6, 299, 084	64, 415	6, 363, 499			
12 款合計	6, 299, 084	64, 415	6, 363, 499			

16 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	4, 720, 981	△9, 900	4, 711, 081	1. 社会福祉費負担金	△9, 900	・ 障害者総合支援給付費等負担金 △9, 900
5. 災害復旧費国庫負担金	4, 002	△4, 002	0	1. 公共土木施設災害復旧費負担金	△4, 002	・ 現年公共土木施設災害復旧費負担金 △4, 002
計	4, 819, 071	△13, 902	4, 805, 169			

16 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	383, 288	△50, 320	332, 968	1. 総務管理費補助金	△50, 320	・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △50, 320
計	1, 949, 059	△50, 320	1, 898, 739			
16 款合計	6, 861, 454	△64, 222	6, 797, 232			

17 款 県支出金

1 項 県負担金

1. 民生費県負担金	1, 647, 402	△4, 950	1, 642, 452	1. 社会福祉費負担金	△4, 950	・ 障害者総合支援給付費等負担金 △4, 950
計	1, 694, 086	△4, 950	1, 689, 136			

17 款 県支出金

2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費県補助金	344,900	△6,837	338,063	1. 社会福祉費補助金	△6,837	・ 重度心身障害者等医療費助成事業補助金 △6,837
5. 農林水産業費県補助金	348,019	△38,151	309,868	1. 農業費補助金	△38,151	・ 農業次世代人材投資事業費補助金 △2,100 ・ 担い手確保・経営強化支援事業費補助金 △36,051
10. 災害復旧費県補助金	1,950	△1,950	0	1. 農業用施設災害復旧事業費補助金	△1,950	・ 現年農業用施設災害復旧事業費補助金 △1,950
計	1,008,160	△46,938	961,222			
17 款合計	2,876,700	△51,888	2,824,812			

19 款 寄附金

1 項 寄附金

2. 指定寄附金	1,086,583	△143,300	943,283	1. 指定寄附金	△143,300	・ ふるさと阿南応援事業寄附金 △143,300
計	1,086,593	△143,300	943,293			
19 款合計	1,086,593	△143,300	943,293			

20 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	459,200	△81,600	377,600	1. 財政調整基金繰入金	△81,600	・ 財政調整基金繰入金 △81,600
3. ふるさと阿南応援事業基金繰入金	357,496	△22,931	334,565	1. ふるさと阿南応援事業基金繰入金	△22,931	・ ふるさと阿南応援事業基金繰入金 △22,931
計	1,629,458	△104,531	1,524,927			
20 款合計	1,688,607	△104,531	1,584,076			

22 款 諸収入

3 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 雑入	327,347	△16,074	311,273	1. 雑入	△16,074	・ 消防団員等退職損害給付金 △16,000 ・ 雑入 △74
計	327,347	△16,074	311,273			
22 款合計	343,667	△16,074	327,593			

23 款 市債

1 項 市債

9. 災害復旧債	11,000	△2,800	8,200	1. 農林水産施設災害復旧事業債	△900	・ 現年農業用施設災害復旧事業債 △900
				2. 公共土木施設災害復旧事業債	△1,900	・ 現年公共土木施設災害復旧事業債 △1,900
計	4,000,493	△2,800	3,997,693			
23 款合計	4,000,493	△2,800	3,997,693			

歳入合計	40,153,700	△318,400	39,835,300			
------	------------	----------	------------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
15. 関係人口創出事業費	1, 106, 532	△143, 300	963, 232			△143, 300		12. 委託料	△76, 250	○ 関係人口創出・拡大事業 (商工戦略課) 12. ふるさと納税推進業務委託料 24. ふるさと阿南応援事業基金積立金	△143, 300
								24. 積立金	△67, 050		△76, 250
計	3, 873, 410	△143, 300	3, 730, 110			△143, 300					

2 款 総務費

2 項 徴税費

1. 税務総務費	643, 634	△50, 320	593, 314	△50, 320				18. 負担金、補助及び交付金	△50, 320	○ 定額減税不足額給付金事業 (税務課) 18. 定額減税不足額給付金	△50, 320 △50, 320
計	687, 946	△50, 320	637, 626	△50, 320							
2 款合計	5, 014, 428	△193, 620	4, 820, 808	△50, 320		△143, 300					

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

3. 障害者総合支援費	2, 524, 900	△19, 800	2, 505, 100	△14, 850			△4, 950	19. 扶助費	△19, 800	○ 障害者総合支援給付費 (地域共生推進課) 19. 障害福祉サービス費	△19, 800 △19, 800
5. 重度心身障害者等医療助成費	168, 838	△13, 674	155, 164	△6, 837			△6, 837	19. 扶助費	△13, 674	○ 重度心身障害者等医療費助成事業 (地域共生推進課)	△13, 674

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
5. 重度心身障害者等医療助成費									19. 重度心身障害者等医療給付費	△13, 674
計	3, 393, 023	△33, 474	3, 359, 549	△21, 687			△11, 787			
3 款合計	13, 356, 527	△33, 474	13, 323, 053	△21, 687			△11, 787			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3. 農業振興費	161,194	△38,151	123,043	△38,151				18. 負担金、補助及び交付金	△38,151	○ 人・農地問題解決支援事業（農林水産課） 18. 農業次世代人材投資資金経営開始型補助金 △2,100 18. 担い手確保・経営強化支援事業補助金 △36,051
計	387,418	△38,151	349,267	△38,151						
6 款合計	2,032,646	△38,151	1,994,495	△38,151						

7 款 商工費

1 項 商工費

2. 商工業振興費	490,811	△22,931	467,880			△22,931		12. 委託料	△22,931	○ 社会福祉会館管理費（商工戦略課） 12. 設計業務委託料 △22,931
計	783,679	△22,931	760,748			△22,931				

7 款 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
7 款合計	783, 679	△22, 931	760, 748			△22, 931				

9 款 消防費

1 項 消防費

2. 非常備消防費	150, 347	△16, 000	134, 347			△16, 000		7. 報償費	△16, 000	○ 消防団員退職報償費 (消防本部) △16, 000 7. 消防団員退職報償金 △16, 000
計	1, 635, 932	△16, 000	1, 619, 932			△16, 000				
9 款合計	1, 635, 932	△16, 000	1, 619, 932			△16, 000				

11 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

1. 農業用施設災害復旧費	4, 045	△4, 045	0	△1, 950	△900		△1, 195	10. 需用費	△45	○ 現年農業用施設災害復旧事業 (農地整備課) 10. 消耗品費 △45 12. 測量設計業務委託料 △1, 000 14. 農業用施設災害復旧工事費 △3, 000
								12. 委託料	△1, 000	
								14. 工事請負費	△3, 000	
計	4, 045	△4, 045	0	△1, 950	△900		△1, 195			

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

1. 公共土木施設災害復旧費	11, 160	△10, 179	981	△4, 002	△1, 900		△4, 277	8. 旅費	△10	○ 現年公共土木施設災害復旧事業 (土木課) △10, 179
								10. 需用費	△150	

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 公共土木施設災害復旧費								12. 委託料	△5,000	8. 旅費	△10
								14. 工事請負費	△5,019	10. 消耗品費	△100
										10. 燃料費	△50
										12. 測量設計業務委託料	△5,000
										14. 河川災害復旧工事費	△5,019
計	11,160	△10,179	981	△4,002	△1,900		△4,277				
11 款合計	31,705	△14,224	17,481	△5,952	△2,800		△5,472				

歳出合計	40,153,700	△318,400	39,835,300	△116,110	△2,800	△182,231	△17,259			
------	------------	----------	------------	----------	--------	----------	---------	--	--	--

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
(1) 普 通 債	25,820,291	25,164,030	3,735,400	2,410,732	26,488,698
1 総 務	4,273,893	3,913,972	72,900	398,577	3,588,295
2 民 生	767,927	803,247	49,100	82,152	770,195
3 衛 生	3,270,291	3,096,162	94,400	322,844	2,867,718
4 農 林 水 産	1,436,779	1,584,879	1,056,800	163,396	2,478,283
5 商 工	37,008	33,032	13,200	3,976	42,256
6 土 木	5,587,615	5,634,719	1,116,300	617,997	6,133,022
7 公 営 住 宅	1,254,433	1,169,701	16,700	122,871	1,063,530
8 消 防	1,283,843	1,151,461	334,000	183,367	1,302,094
9 教 育	7,908,502	7,776,857	982,000	515,552	8,243,305

区 分	前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中 増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
(2) 災 害 復 旧 債	70,332	75,687	8,200	14,849	69,038
1 補 助 災 害	50,157	57,848		12,526	45,322
2 単 独 災 害	20,175	17,839	8,200	2,323	23,716
(3) そ の 他	10,201,836	10,002,263	254,093	991,068	9,265,288
1 減 収 補 填 債	831,237	876,261	55,093	127,111	804,243
2 減 税 補 填 債	35,024	19,536		13,305	6,231
3 臨 時 財 政 対 策 債	8,893,163	8,233,128		829,545	7,403,583
4 調 整 債		307,400	151,700		459,100
5 一 般 会 計 出 資 債	442,412	565,938	47,300	21,107	592,131
合 計	36,092,459	35,241,980	3,997,693	3,416,649	35,823,024

承認第4号

令和7年度阿南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に係る専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

提案理由

令和7年度阿南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別記

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別冊のとおり令和7年度阿南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を専決処分にする。

令和8年3月31日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

専決処分をする理由

後期高齢者医療広域連合への納付金の額が確定したことに伴い、歳入歳出予算の補正をする必要があるが、議会を招集する時間的余裕がない。これが、この案件を専決処分にする理由である。

令和 7 年 度

後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 3 号）

阿 南 市

専決第 8 号

令和 7 年度阿南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度阿南市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7, 6 5 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 4 5 8, 8 5 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 3 1 日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 後期高齢者医療保険料		1, 0 1 4, 8 9 8	2 7, 6 5 2	1, 0 4 2, 5 5 0
	1. 後期高齢者医療保険料	1, 0 1 4, 8 9 8	2 7, 6 5 2	1, 0 4 2, 5 5 0
歳 入 合 計		1, 4 3 1, 2 0 4	2 7, 6 5 2	1, 4 5 8, 8 5 6

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1, 3 7 7, 2 2 8	2 7, 6 5 2	1, 4 0 4, 8 8 0
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 3 7 7, 2 2 8	2 7, 6 5 2	1, 4 0 4, 8 8 0
歳 出 合 計		1, 4 3 1, 2 0 4	2 7, 6 5 2	1, 4 5 8, 8 5 6

令和 7 年度後期高齢者医療特別会計補正予算説明書

阿 南 市

1. 総 括

(歳入) 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書 (単位：千円)			
款	補正前の額	補 正 額	計
1. 後期高齢者医療保険料	1, 0 1 4, 8 9 8	2 7, 6 5 2	1, 0 4 2, 5 5 0
歳 入 合 計	1, 4 3 1, 2 0 4	2 7, 6 5 2	1, 4 5 8, 8 5 6

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,377,228	27,652	1,404,880			27,652	
歳 出 合 計	1,431,204	27,652	1,458,856			27,652	

2. 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 特別徴収保険料	605, 181	27, 652	632, 833	1. 特別徴収保険料	27, 652	・ 特別徴収保険料 27, 652
計	1, 014, 898	27, 652	1, 042, 550			
1 款合計	1, 014, 898	27, 652	1, 042, 550			

歳入合計	1, 431, 204	27, 652	1, 458, 856			
------	-------------	---------	-------------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,377,228	27,652	1,404,880			27,652		18. 負担金、補 助及び交付 金	27,652	○ 後期高齢者医療広域連 合納付金 （保険年金課） 18. 納付金（後期高齢者医 療徴収保険料分）	27,652 27,652
計	1,377,228	27,652	1,404,880			27,652					
2 款合計	1,377,228	27,652	1,404,880			27,652					

歳出合計	1,431,204	27,652	1,458,856			27,652				
------	-----------	--------	-----------	--	--	--------	--	--	--	--

第 1 号議案

阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 8 年 6 月 1 日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年阿南市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 4 条関係）			別表第 1（第 4 条関係）		
執行機関		事務	執行機関		事務
[略]			[略]		
6	削除		6	市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>
[略]			[略]		
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
[略]			[略]		
2 6	市長	<u>「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和 2 9 年 5 月 8 日付け社発第 3 8 2 号厚生省社会局長通</u>	2 6	市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>
		<u>(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定</u>			<u>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの</u>

知)に基づく外国人 (日本の国籍を有し ない者をいう。)で あって生活に困窮す る者(別表第3の2 の項において「生活 に困窮する外国人」 という。)に対する 生活保護法に準じて 行う保護の決定及び 実施又は徴収金の徴 収に関する事務であ って規則で定めるも の	めるもの
--	------

[略]

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機 関	特定個人情報
--------	----	------------	--------

- | |
|---|
| (3) 生活保護関係情報で
あって規則で定めるも
の |
| (4) 地方税関係情報であ
って規則で定めるもの |
| (5) 公営住宅法による公
営住宅の管理に関する
情報であって規則で定
めるもの |
| (6) 児童扶養手当関係情
報であって規則で定め
るもの |
| (7) 特別児童扶養手当関
係情報であって規則で
定めるもの |
| (8) 介護保険給付等関係
情報であって規則で定
めるもの |
| (9) 児童手当法による児
童手当又は特例給付の
支給に関する情報であ
って規則で定めるもの |
| (10) 障がい者自立支援給
付関係情報であって規
則で定めるもの |

[略]

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機 関	特定個人情報
--------	----	------------	--------

[略]			[略]		
2	市長	生活に困窮する 外国人に対する <u>生活保護法に準 じて行う保護の 実施に関する事 務であって規則 で定めるもの</u>	[略]		
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）の一部改正等により、条例で独自利用事務と定める「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務」が準法定事務とされたことに伴い、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第2号議案

市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（令和7年阿南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>（市長、副市長及び教育長の給料の額の特例）</u> 2 <u>令和8年7月1日から同年8月31日までの間における市長、副市長及び教育長の給料の月額</u>は、<u>特別職給与条例第2条第2項及び第2条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される給料の月額から当該月額に同条各号の職名の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</u> <u>（政策監の給料の額の特例）</u> 3 <u>令和8年7月1日から同年8月31日までの間における政策監の給料の月額</u>は、<u>特別職指定条例第2条第2項及び第3条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される給料の月額から当該月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</u> <u>（端数計算）</u>	附 則 この条例は、公布の日から施行する。

4 前2項の規定により算定した額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (適用除外) 5 前3項の規定は、特別職給与条例第2条第3項及び特別職指定条例第2条第3項の規定に基づき期末手当の額を算出する場合には、適用しない。	
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

令和8年4月30日付けで行った本市職員の懲戒処分に伴い、全体の管理監督責任として、市長を含め特別職の給与をさらに減額する措置を講じるため、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第3号議案

阿南市介護保険条例の一部改正について

阿南市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市介護保険条例の一部を改正する条例

阿南市介護保険条例（平成12年阿南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例） 第15条 〔略〕 <u>（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）</u> 第16条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全 ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の 地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附 則第25条及び前条の規定により令和8年度分の同法の規定 による市町村民税が課されているものとみなされることとな るもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であつ て、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8 年度分の保険料に係る保険料段階（第4条第1項各号に掲げ る区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則 第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定 されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係 る保険料段階（次項において「令附則第25条等非適用保険 料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定	附 則 （令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例） 第15条 〔略〕

されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阿南市介護保険条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

提案理由

令和7年度税制改正に伴う特例の基準により算定する令和8年度分介護保険料について、令和7年度の市町村民税が課されていない者に係る特例の減免を実施するため、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第4号議案

阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

阿南市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年阿南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（補償基礎額） 第5条　〔略〕 2　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1）　〔略〕 （2）　消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる傷病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には<u>1万円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万5,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたもの	（補償基礎額） 第5条　〔略〕 2　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1）　〔略〕 （2）　消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる傷病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたもの

を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(5) [略]

4 [略]

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副分 団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び 団員	10,000円	10,840円	11,670円

備考 [略]

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の阿南市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた阿南市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下こ

を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2)～(6) [略]

4 [略]

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分 団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び 団員	9,700円	10,500円	11,300円

備考 [略]

の項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の一部が改正され、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額等が改定されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

令和 8 年 度 補 正 予 算 議 案

一般会計補正予算（第 1 号）

阿 南 市

第5号議案

令和8年度阿南市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度阿南市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,634,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		6, 1 7 7, 2 6 1	4 9 8	6, 1 7 7, 7 5 9
	2. 国庫補助金	1, 4 3 4, 7 5 7	4 9 8	1, 4 3 5, 2 5 5
17. 県支出金		3, 2 5 7, 1 3 4	3 5, 0 8 6	3, 2 9 2, 2 2 0
	2. 県補助金	1, 3 9 5, 6 7 2	3 5, 0 8 6	1, 4 3 0, 7 5 8
20. 繰入金		2, 0 0 3, 4 3 2	8 0 0	2, 0 0 4, 2 3 2
	2. 基金繰入金	1, 9 7 3, 4 2 5	8 0 0	1, 9 7 4, 2 2 5
22. 諸収入		2 8 5, 3 0 9	4, 2 1 6	2 8 9, 5 2 5
	3. 雑入	2 6 8, 9 6 7	4, 2 1 6	2 7 3, 1 8 3
23. 市債		2, 7 2 6, 6 0 0	1 2 3, 6 0 0	2, 8 5 0, 2 0 0
	1. 市債	2, 7 2 6, 6 0 0	1 2 3, 6 0 0	2, 8 5 0, 2 0 0
歳 入 合 計		3 7, 4 7 0, 0 0 0	1 6 4, 2 0 0	3 7, 6 3 4, 2 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4, 0 7 8, 4 2 1	4, 2 0 0	4, 0 8 2, 6 2 1
	1. 総務管理費	3, 4 9 0, 4 1 2	4, 2 0 0	3, 4 9 4, 6 1 2
6. 農林水産業費		1, 0 2 1, 6 0 1	3 7, 9 0 0	1, 0 5 9, 5 0 1
	2. 農地費	4 8 5, 4 4 4	1 2, 1 0 0	4 9 7, 5 4 4
	3. 林業費	9 1, 4 3 9	2 5, 8 0 0	1 1 7, 2 3 9
9. 消防費		1, 5 4 1, 0 3 9	1 2, 0 0 0	1, 5 5 3, 0 3 9
	1. 消防費	1, 5 4 1, 0 3 9	1 2, 0 0 0	1, 5 5 3, 0 3 9
10. 教育費		4, 3 0 5, 3 9 9	1 1 0, 1 0 0	4, 4 1 5, 4 9 9
	2. 小学校費	1, 0 3 6, 5 2 3	7 5, 7 7 8	1, 1 1 2, 3 0 1
	3. 中学校費	5 4 3, 0 8 8	3 4, 3 2 2	5 7 7, 4 1 0
歳 出 合 計		3 7, 4 7 0, 0 0 0	1 6 4, 2 0 0	3 7, 6 3 4, 2 0 0

令和 8年度
1. 追加

第 2 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
ため池廃止事業債	1 2, 1 0 0	普通貸借又は証券発行	5. 0 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定による。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。

令和 8年度
2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正限度額	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
小学校情報機器整備事業債	7 7 , 7 0 0	7 4 , 8 0 0	1 5 2 , 5 0 0	普通貸借又は 証券発行	5 . 0 % 以内 (た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて 、利率 の見直 しを行 った後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定による。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
中学校情報機器整備事業債	3 8 , 7 0 0	3 6 , 7 0 0	7 5 , 4 0 0			

令和 8 年度一般会計補正予算説明書

阿 南 市

1. 総 括

(歳入) 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金	6, 1 7 7, 2 6 1	4 9 8	6, 1 7 7, 7 5 9
17. 県支出金	3, 2 5 7, 1 3 4	3 5, 0 8 6	3, 2 9 2, 2 2 0
20. 繰入金	2, 0 0 3, 4 3 2	8 0 0	2, 0 0 4, 2 3 2
22. 諸収入	2 8 5, 3 0 9	4, 2 1 6	2 8 9, 5 2 5
23. 市債	2, 7 2 6, 6 0 0	1 2 3, 6 0 0	2, 8 5 0, 2 0 0
歳 入 合 計	3 7, 4 7 0, 0 0 0	1 6 4, 2 0 0	3 7, 6 3 4, 2 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	4,078,421	4,200	4,082,621			4,200	
6. 農林水産業費	1,021,601	37,900	1,059,501	25,800	12,100		
9. 消防費	1,541,039	12,000	1,553,039	12,000			
10. 教育費	4,305,399	110,100	4,415,499	△2,216	111,500		816
歳 出 合 計	37,470,000	164,200	37,634,200	35,584	123,600	4,200	816

2. 歳 入

16 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
9. 教育費国庫補助金	438,761	498	439,259	1. 小学校費補助金	498	・ 教育支援体制整備事業費補助金 498
計	1,434,757	498	1,435,255			
16 款合計	6,177,261	498	6,177,759			

17 款 県支出金

2 項 県補助金

5. 農林水産業費県補助金	348,438	25,800	374,238	3. 林業費補助金	25,800	・ 農山漁村緊急投資事業費補助金 25,800
8. 消防費県補助金	28,517	12,000	40,517	1. 消防費補助金	12,000	・ 水道施設強靱化支援事業費補助金 12,000
9. 教育費県補助金	395,419	△2,714	392,705	2. 小学校費補助金	△330	・ 小学校情報機器整備費補助金 △330
				3. 中学校費補助金	△2,384	・ 中学校情報機器整備費補助金 △2,384
計	1,395,672	35,086	1,430,758			
17 款合計	3,257,134	35,086	3,292,220			

20 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,098,500	800	1,099,300	1. 財政調整基金繰入金	800	・ 財政調整基金繰入金 800
計	1,973,425	800	1,974,225			
20 款合計	2,003,432	800	2,004,232			

22 款 諸収入

3 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 雑入	268,967	4,216	273,183	1. 雑入	4,216	・ コミュニティ助成金 4,200 ・ 雑入 16
計	268,967	4,216	273,183			
22 款合計	285,309	4,216	289,525			

23 款 市債

1 項 市債

5. 農林水産債	39,200	12,100	51,300	1. 農地債	12,100	・ ため池廃止事業債 12,100
9. 教育債	822,600	111,500	934,100	1. 小学校債	74,800	・ 小学校情報機器整備事業債 74,800
				2. 中学校債	36,700	・ 中学校情報機器整備事業債 36,700
計	2,726,600	123,600	2,850,200			
23 款合計	2,726,600	123,600	2,850,200			

歳入合計	37,470,000	164,200	37,634,200			
------	------------	---------	------------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
12. 地域支援費	202, 631	4, 200	206, 831			4, 200		18. 負担金、補助及び交付金	4, 200	○ 地域支援総務費 （市民生活課） 18. 一般コミュニティ助成 事業補助金	4, 200 4, 200
計	3, 490, 412	4, 200	3, 494, 612			4, 200					
2 款合計	4, 078, 421	4, 200	4, 082, 621			4, 200					

6 款 農林水産業費

2 項 農地費

1. 農業用施設 新設維持費	172, 611	12, 100	184, 711		12, 100			14. 工事請負費	12, 100	○ 農業用施設整備事業 (農地整備課) 14. 施設改修工事費	12, 100 12, 100
計	485, 444	12, 100	497, 544		12, 100						

6 款 農林水産業費

3 項 林業費

1. 林業振興費	91, 439	25, 800	117, 239	25, 800				18. 負担金、補助及び交付金	25, 800	○ 林業振興事業 (農林水産課) 18. とくしま農山漁村緊急 投資事業補助金	25, 800 25, 800
計	91, 439	25, 800	117, 239	25, 800							
6 款合計	1, 021, 601	37, 900	1, 059, 501	25, 800	12, 100						

9 款 消防費

1 項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
5. 防災費	191, 376	12, 000	203, 376	12, 000				24. 積立金	12, 000	○ 防災対策費 （危機管理課） 24. 危機管理対策基金積立 金	12, 000 12, 000
計	1, 541, 039	12, 000	1, 553, 039	12, 000							
9 款合計	1, 541, 039	12, 000	1, 553, 039	12, 000							

10 款 教育費

2 項 小学校費

1. 学校管理費	265,263	1,320	266,583	498			822	12. 委託料	1,320	○ 小学校保健費 (学校教育課) 12. 派遣業務委託料	1,320 1,320
2. 教育振興費	336,332	74,458	410,790	△330	74,800		△12	17. 備品購入費	74,458	○ 小学校情報教育設備整 備事業 (学校教育課) 17. 情報機器購入費	74,458 74,458
計	1,036,523	75,778	1,112,301	168	74,800		810				

10 款 教育費

3 項 中学校費

2. 教育振興費	212,581	34,322	246,903	△2,384	36,700		6	17. 備品購入費	34,322	○ 中学校情報教育設備整 備事業 (学校教育課) 17. 情報機器購入費	34,322 34,322
計	543,088	34,322	577,410	△2,384	36,700		6				

10 款 教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
10 款合計	4,305,399	110,100	4,415,499	△2,216	111,500		816			

歳出合計	37,470,000	164,200	37,634,200	35,584	123,600	4,200	816			
------	------------	---------	------------	--------	---------	-------	-----	--	--	--

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前年度末現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当該年度末現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元金償還見込額	
(1) 普 通 債	25,164,030	26,488,698	2,847,400	2,414,936	26,921,162
1 総 務	3,913,972	3,588,295	173,200	409,393	3,352,102
2 民 生	803,247	770,195	358,400	84,473	1,044,122
3 衛 生	3,096,162	2,867,718	170,700	336,843	2,701,575
4 労 働 債			400		400
5 農 林 水 産	1,584,879	2,478,283	51,300	179,194	2,350,389
6 商 工	33,032	42,256	115,300	3,976	153,580
7 土 木	5,634,719	6,133,022	756,300	557,586	6,331,736
8 公 営 住 宅	1,169,701	1,063,530	10,400	111,127	962,803
9 消 防	1,151,461	1,302,094	277,300	187,802	1,391,592
10 教 育	7,776,857	8,243,305	934,100	544,542	8,632,863

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前年度末現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当該年度末現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元金償還見込額	
(2) 災 害 復 旧 債	75,687	69,038	2,800	9,273	62,565
1 補 助 災 害	57,848	45,322	2,800	6,750	41,372
2 単 独 災 害	17,839	23,716		2,523	21,193
(3) そ の 他	10,002,263	9,265,288		970,846	8,294,442
1 減 収 補 填 債	876,261	804,243		127,110	677,133
2 減 税 補 填 債	19,536	6,231		6,231	0
3 臨 時 財 政 対 策 債	8,233,128	7,403,583		811,118	6,592,465
4 調 整 債	307,400	459,100			459,100
5 一 般 会 計 出 資 債	565,938	592,131		26,387	565,744
合 計	35,241,980	35,823,024	2,850,200	3,395,055	35,278,169

第6号議案

消防救急デジタル無線装置更新整備事業の委託契約について
下記のとおり委託契約を締結する。

令和8年6月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 消防救急デジタル無線装置更新整備事業の委託 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 金1億5,070万円 |
| 4 契約の相手方 | 高松市上之町三丁目1番4号
四電エンジニアリング株式会社
取締役社長 黒川 肇一
代理人
徳島市西須賀町下中須79番地1
四電エンジニアリング株式会社 徳島支店
支店長 佐藤 文紀 |

提案理由

事業の委託契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿南市条例第6号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第 1 号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、別記 1 及び別記 2 のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 1 日

阿南市長 岩 佐 義 弘

別記 1

専決第 9 号

専 決 処 分 書

交通事故による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和 8 年 4 月 10 日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 8 年 1 月 28 日（水）
午前 9 時 25 分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 阿南市羽ノ浦町中庄段上 8 番地 10 |
| 3 | 和解の相手方 | 阿南市在住 1 名 |
| 4 | 事故の概要 | 上記の日時及び場所において、阿南市の公用車が対向車両を回避しようとしたところ、左前輪が相手方所有の養生中の駐車場に侵入し、これに損傷を与えた。 |
| 5 | 損害賠償の額 | 38 万 2,976 円 |
| 6 | 和解の内容 | 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。 |

別記2

専決第10号

専 決 処 分 書

交通事故による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和8年4月20日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和7年7月23日（水）
午前10時20分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 阿南市羽ノ浦町中庄宮ノ前6番地15地先 |
| 3 | 和解の相手方 | 徳島市在住 1法人 |
| 4 | 事故の概要 | 上記の日時及び場所において、ごみ収集車が後進した際、相手方の所有する車両に接触し、これに
損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償の額 | 7万1,907円 |
| 6 | 和解の内容 | 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。 |

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日

阿南市長 岩 佐 義 弘

別記

専決第11号

専 決 処 分 書

道路管理上の瑕疵に基づく事故に関する損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和8年5月10日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年1月17日（水）
午後6時頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 阿南市那賀川町上福井元畠155番2地先 |
| 3 | 和解の相手方 | 阿南市在住 2名 |
| 4 | 事故の概要 | 上記の日時及び場所において、市道の陥没により同所を通過した相手方車両に損傷を与えた。 |
| 5 | 損害賠償の額 | 3万844円 |
| 6 | 和解の内容 | 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。 |

報告第3号

令和7年度阿南市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別記のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和8年6月1日

阿南市長 岩 佐 義 弘

令和7年度 阿南市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	企画調整事業	360,000	358,000						358,000
2 総務費	1 総務管理費	情報文化センター施設整備事業	30,400,000	30,367,000				27,500,000		2,867,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住基・戸籍システム改修事業	3,254,000	3,253,000		3,253,000				0
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険施設等整備事業	7,730,000	7,730,000		7,730,000				0
3 民生費	1 社会福祉費	隣保館施設整備事業	10,200,000	9,903,000	58,000	932,000		8,100,000		813,000
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	2,400,000	2,400,000		2,400,000				0
4 衛生費	1 保健衛生費	ひまわり会館施設整備事業	18,000,000	18,000,000				18,000,000		0
4 衛生費	2 清掃費	ごみ収集管理事業	42,600,000	42,500,000				31,500,000		11,000,000
6 農林水産業費	2 農地費	農業用施設整備事業	107,400,000	101,553,000	111,000		38,578,000	59,700,000		3,164,000
6 農林水産業費	2 農地費	県営農業農村整備事業	120,970,000	111,449,000	257,000			106,000,000	590,000	4,602,000
6 農林水産業費	4 水産業費	漁港整備事業	5,300,000	5,021,000	554,000			4,400,000		67,000
7 商工費	1 商工費	社会福祉会館整備事業	5,200,000	5,170,000				4,600,000		570,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商工費	1 商工費	那賀川町複合施設整備事業	8,400,000	8,378,000	8,378,000					0
7 商工費	1 商工費	食料品等価格高騰対応商品券事業	381,000,000	380,827,000		380,827,000				0
7 商工費	1 商工費	観光施設整備事業	25,100,000	13,867,000	11,467,000			2,400,000		0
8 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業	30,500,000	26,862,000	6,165,000		16,531,000	3,600,000	549,000	17,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持管理事業	19,900,000	7,844,000						7,844,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう新設改良事業	34,300,000	21,720,000				19,400,000		2,320,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路舗装事業	6,900,000	6,546,000				5,700,000		846,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	側溝整備事業	4,050,000	2,751,000						2,751,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう整備交付金事業	316,200,000	211,283,000	64,769,000	57,240,000	39,000	81,900,000		7,335,000
8 土木費	3 河川費	河川整備事業	149,900,000	144,360,000	9,000			144,300,000		51,000
8 土木費	4 都市計画費	都市排水路新設改良事業	62,900,000	62,727,000				62,700,000		27,000
8 土木費	4 都市計画費	都市下水路整備事業	9,000,000	4,636,000		1,854,000		2,500,000		282,000
8 土木費	5 住宅費	木造住宅耐震改修加速事業	51,800,000	51,800,000		25,900,000	18,037,000			7,863,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土木費	5 住宅費	あなんぐらし支援事業	700,000	42,000						42,000
8 土木費	5 住宅費	民間建築物耐震化支援事業	19,100,000	19,030,000		10,380,000	4,325,000			4,325,000
8 土木費	5 住宅費	老朽建築物除却等支援事業	3,300,000	3,275,000		1,125,000	1,074,000			1,076,000
8 土木費	5 住宅費	減災化対策支援事業	1,400,000	1,392,000		96,000	648,000			648,000
9 消防費	1 消防費	防災設備整備事業	80,043,000	80,043,000	35,043,000	40,000,000		5,000,000		0
9 消防費	1 消防費	自衛隊駐屯地関連基盤整備事業	7,500,000	7,500,000				6,700,000		800,000
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎改修事業	276,900,000	256,117,000				251,100,000		5,017,000
10 教育費	3 中学校費	中学校校舎改修事業	64,400,000	64,375,000	60,000			64,200,000		115,000
10 教育費	5 社会教育費	文化財天然記念物保護事業	3,200,000	3,155,000	9,000	2,523,000	315,000	300,000		8,000
10 教育費	5 社会教育費	図書館整備事業	54,500,000	38,255,000	38,255,000					0
13 諸支出金	2 繰出金	水道事業会計出資事業	47,300,000	39,000,000				39,000,000		0
計			2,012,107,000	1,793,489,000	165,135,000	534,260,000	79,547,000	948,600,000	1,139,000	64,808,000

報告第4号

令和7年度阿南市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度阿南市水道事業会計予算繰越について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別記のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和8年6月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

令和7年度阿南市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即資産の購入限度額	説明
						企業債	工負担金	他会担	計金 当年度損益勘定留保資金			
4 資本的支出	1 上水道 建設改良費	桑野川横断部送水管布設替工事 ほか	1,000,065,000	208,828,980	636,603,000	448,600,000	80,335,000	69,000,000	38,668,000	154,633,020	0	入札不調による再度入札に不測の日数を要したため。
	2 簡易水道 建設改良費	大井浄水場施設改造計画	10,874,000	8,030,000	220,000	200,000			20,000	2,624,000	0	浄水装置の納入が遅れたため。

- (注) 1 法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額と同条第2項ただし書の規定による事故繰越額とは、それぞれ別表として作成すること。
- 2 財源内訳欄には、翌年度繰越額に充てるべき翌年度における財源（当該年度における財源のうち翌年度に収入するものを含む。）の予定を記載すること。
なお、この場合においては、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。
- 3 説明欄には、繰越しの理由を記載すること。

令和7年度阿南市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 義 務 額 生 産 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						企 業 債	工 負 担 事 金	他 会 担 計 金	当 年 度 損 益 勘 留 保 資 金			
104 資 本 的 支 出	1 上 水 道 建 設 改 良 費	市道神社寺前線ほか配水管布設替工事	768,016,000	627,096,800	32,670,000	0	0	0	32,670,000	108,249,200	0	施工範囲が想定より広がったこと、また狹隘道路のため人力作業に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めなくなったため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 義 務 額 生 産 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						水 道 事 業 収 入			
2 水道事業費用	1 上 水 道 営 業 費 用	橘送水管廃止工事技術支援業務	1,249,671,000	1,086,518,879	2,227,000	2,227,000	160,925,121	0	潮の影響により、業務に要する調査結果の入手に不測の日数を要したため。

- (注) 1 法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額と同条第2項ただし書の規定による事故繰越額とは、それぞれ別表として作成すること。
- 2 財源内訳欄には、翌年度繰越額に充てるべき翌年度における財源（当該年度における財源のうち翌年度に収入するものを含む。）の予定を記載すること。
なお、この場合においては、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。
- 3 説明欄には、繰越しの理由を記載すること。

報告第 5 号

令和 7 年度阿南市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 7 年度阿南市公共下水道事業会計予算繰越について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定に基づき、別記のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

令和7年度阿南市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度損益 勘定 留保資金			
4 資本的支出	1 建設改良費	富岡雨水ポンプ場電気設備更新工事ほか	66,155,000	51,256,153	12,934,000	5,339,000	7,400,000	195,000	1,964,847	0	関係機関との協議等に不測の日数を要した。

報告第6号

令和7年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業会計予算繰越について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別記のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和8年6月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

令和7年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度損益勘留保資金			
4 資本的支出	1 建設改良費	岩脇・羽ノ浦西地区処理施設等更新工事ほか	48,908,000	10,160,380	12,100,000	4,500,000	5,600,000	2,000,000	26,647,620	0	各機器の更新事業費の見直しに不測の日数を要した